

平成 27 年第 3 回茂原市教育委員会会議（3月臨時会）日程

3月 11 日（水）13：00～

於：茂原市役所 9 階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第 1 号 県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免その他の進退に関する
内申について

議案第 2 号 平成 27 年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認につ
いて

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第 1 号及び議案第 2 号は原案どおり可決されま
した。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成27年第3回（臨時会）

1 期日 平成27年3月11日（水）

開会 午後1時00分

閉会 午後1時41分

2 場所 茂原市役所9階会議室

3 出席委員

委員長	鎌田 俊郎
委員長職務代理者	鈴木 一代
委 員	齋藤 晟
委 員	足立 俊夫
教 育 長	古谷 一雄

4 出席職員

教育部長	鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長）	藤乗 裕喜
学校教育課長	宮本 昌典
教育総務課長補佐	中村 一之
教育総務課主事	松本 卓也

5 署名人の指定

委 員	古谷 一雄
委 員	齋藤 晟

鎌田委員長 : 平成27年第3回茂原市教育委員会会議（臨時会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、古谷教育長と齋藤委員にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。

本日は、議案が2件となっております。
それでは、議案第1号「県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免その他の進退に関する内申について」を議題としますが、本件は人事案件ですので非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

鎌田委員長 : 議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。それでは、議案第1号について説明をお願いします。

鎌田委員長 : 以上で秘密会は終了します。

続きまして、議案第2号「平成27年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について」の説明をお願い致します。

鈴木教育部長 : 議案第2号、平成27年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が、教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各教育委員会会議の議決を経て対応する必要があるため、協議会規約の制定の承認をいただくものです。

これまでの協議会規約を廃止し、平成27年度の協議会規約を新たに制定

するものです。前回の教育委員会会議でご協議いただき、また、長生郡内各町村の教育委員会でも協議され、全ての教育委員会において了承された規約案について制定の承認をいただくものです。規約案につきましては、前回協議いただいた案からの変更箇所はございません。また、今回より、規約を年度ごとの規約とし、毎年、規約の制定承認をいただくよう変更することといたしました。これは、教科用図書採択のより一層の適正化を図ることを目的とし、年度ごとに規約を各教育委員会会議で協議し、議決していただくために変更するものです。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。また、規約の中に委員の選出区分を採択地区協議会規約とは別に定めるという規定があるんですが、その基準に基づいて細目を定めた案がお手元にある案です。このような形で細目を作る予定でございます。なお、採択協議会自体が秘密会になっていて、議事録も8月の末あるいは9月にならないと閲覧できない方向で話が進んでいますので、その関係でこれを公表してしまうと委員に誰がなるかということが分かってしまう懸念がありますので、規約の資料としては入れていません。今日皆さんにお配りしましたが、後で回収させていただきます。誰が委員なのかということを公開することが適格ではありませんので、その辺を配慮していただいて、一応こういうような細目を定める予定だということでご理解いただきますようお願いします。

- 鎌田委員長
- 足立委員
- 鈴木教育部長
- 斎藤委員
- 鈴木教育部長
- 鎌田委員長
- 足立委員
- 古谷教育長
- 鈴木教育部長
- 斎藤委員
- 鈴木教育部長
- 古谷教育長
- 足立委員
- 鈴木教育部長
- 斎藤委員
- 足立委員
- 斎藤委員
- 鈴木教育部長
- 斎藤委員
- 中村課長補佐
- 鎌田委員長
- : 何か質疑はございますか。
- : 每年、規約の制定承認をすることになるわけですが、第4条の第1項第2号に関係市町村教育委員会ごとに当該教育委員の中から1名ずつ選出された委員と書いてありますが、こちらを選出するのでしょうか。
- : 今日、この規約を承認いただいて、各町村もこの規約を教育委員会会議で承認していただいた上で規約は制定されますので、制定された後には委員を選ぶことになります。現時点では、全部の委員会の確認が取れていません。
- : 例えば、保護者及び有識者の内、有識者というのは教育委員会が選ぶのですか。
- : 細目に書いてありますが、有識者は、有識者の居住する市町村教育委員会が選ぶことになります。
- : 去年はどうなたでしたか。
- : 去年は委員長だったと思います。委員長が慣例でやっていたと思います。これからは選任していく形になりますね。
- : 今まででは委員長がいましたが、27年度からはいなくなりますから。
- : 4月から教育委員会制度改正があって、教育長は選任されます。4名の教育委員については、今までのような委員長や委員長職務代理者にはなりませんので、4名の中から選んでいただく話になると思いますが、今までの慣例を踏襲するのであれば、教育長職務代理者になるかと思います。あくまでも4名の中から1名を選んでいただくということで考えています。
- : 今まででは5人が教育委員会でしたが、今度新しい教育長が来た場合には教育長は教育委員会の中で捉えていいんですか。
- : 教育委員会は、教育長と教育委員4名という考え方です。
- : 連協も千葉県教育委員会連絡協議会ですから、その中に教育長と教育委員がいるから規約を変えなくてもいいという話になっています。
- : 議決権は教育長にはないんじゃないですか。
- : 教育長が招集して、議長をやるという形になりますが、出席者数の過半数で決します。
- : 教育長が入って5名ということですね。
- : 議決権はあるんですね。
- : 今回、4人が賛成しても教育長が反対したら否決となるのですか。
- : 過半数です。
- : それだと今までと変わらないじゃないですか。
- : 代表する立場ではあるのですが、委員会の中では特別な権限を持っているわけではありません。
- : では、他に何かありますか。無ければ採決に入ります。

各委員 : 議案第2号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。
 : 異議なし。
鎌田委員長 : 議案第2号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
 : 他に何か報告ありますか。
 : 無いようですので、それでは第3回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月26日

委員長

署名委員

署名委員